

●香川県告示第204号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、宇多津港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成22年5月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
東柘塩田 (宇多津町)	基点第3-1号から329度31分に引いた線、基点第3-1号から基点第4号までを順次に結んだ線、基点第4号から329度43分に引いた線及び水際線により囲れた陸域

(2) 基点の位置

第3-1号	四等三角点三浦（北緯34度18分11.1745秒、東経133度48分27.6182秒）から33度09分、2027.5メートル、綾歌郡宇多津町浜三番丁219番地6の表示杭
第3-2号	基点第3-1号から239度31分、348.8メートル、綾歌郡宇多津町浜三番丁219番地5の表示杭
第3-3号	基点第3-2号から285度26分、8.0メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭
第3-4号	基点第3-3号から329度20分、64.4メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭
第4号	基点第3-4号から313度16分、29.2メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭